

平成25年（ワ）第38号等「生業を返せ，地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

(検証申出書について)

2014（平成26）年7月15日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 菊 池 紘

本日付で提出した「検証申出書及び検証予定書」の内容について陳述します。

1 はじめに

本件原発事故によって、福島県の全域が放射性物質により汚染され、その汚染は県外にも及びました。汚染地域には、本件原発事故当時、数百万人規模の住民が生活していました。このような汚染面積の広さ、汚染地域に居住していた人の数だけ見ても、その被害規模は、過去に類例がない、極めて莫大なものです。

そして、広範な地域が丸ごと放射性物質によって汚染されたことにより、その地域に生活していた住民は、それまでの平穏な生活を破壊され、変容を余儀なくされるという被害を被っています。その被害は、その人の生活の全ての側面に及ぶものですから、多種多様かつ甚大です。

原告らは、第9回期日以降、これらの多種多様かつ甚大な被害の実態を、原告らの本人尋問や陳述書等によって立証していくことを予定しています。けれども、原告ら本人の言葉や陳述書等からその被害を適切に把握するためには、その前提として、裁判官が、原告らの居住地に直接赴き、その目で、現在生じている被害

の実態を直接確認する検証を実施することが何よりも重要です。

2 検証によって立証しようとする事実及び必要性について

原告らが検証によって立証しようとする事実は大きく3つです。

- (1) まず1つは、被害発生の根源ともいえる「放射線被ばくによる恐怖・健康影響への不安」です。

放射性物質や放射線は目に見えず、においもなく、音もせず、五官の作用によって感知することはできません。ですから、汚染地域の写真や録画した映像では、その存在を感じることは不可能です。

また、一般的に日常生活において放射線被ばくという危険を感じることは無く、その恐怖や不安は、実際に体験しなければ想像することは困難です。

放射線に被ばくするという感覚は、直接放射能汚染された土地に立ち、線量計によって計測された値を見たときに初めて認識することが出来ます。そして、その数値は数歩移動しただけで大きく異なります。そのような数値の変動を目にすることで、現在公表されているモニタリング値以上の放射能汚染の実態を認識することができるのです。

放射線被ばくを体験し、認識することによって、初めて、そのことによって生じてくる恐怖や健康影響への不安が、理屈を超えた生理的なものであることを理解できるでしょう。

本件訴訟における被害の根源である「放射性物質による地域汚染と放射線被ばく」、そしてそれによって生じる「現在及び将来の健康影響への強い不安・懸念」を正しく理解することなくして、今回の被害を把握することは不可能ですから、現地での検証が必要です。

- (2) 2つめが、放射能汚染によって避難を余儀なくされ、その生活の全てが破壊され、帰還できないという、いわゆる「ふるさと喪失」の被害です。

「ふるさと」とは、各原告が先祖から受け継ぎ、享受してきた豊かな自然環境を前提に、家庭生活、自己の生業、知人友人との人間関係などの諸要素によ

って構成された、その人らしい生活を営むための基盤の総体です。言い換えれば各原告がこれまで歩んできた人生そのものです。

この「ふるさとの喪失」という意味およびその被害と損害を立証するため、また正しく理解し、判断するためには何が必要か。それは、直接その現地に足を運び、原告らが本件事故前まで長年生活してきた建物の壁、柱、畳、建物内に置いてある家具、日用品、衣服、自宅敷地内の庭や家庭菜園、周辺の自然環境、街並み、風景、空気、香りなど、そのすべてを五官の作用によって同時に感知し、その場で原告らの指示説明を受ける方法しかありません。

原告らが事故前に暮らしていた地域の自然豊かな環境と、その恵みを享受していた暮らしぶりを直接確認し、その事故前の暮らしがどのように変容し、あるいは喪失しているのかということを確認することが必要です。

そして、そのような暮らしをしていた原告らが、避難を余儀なくされ、現在は仮設住宅や借上住宅に暮らしています。その過酷な避難生活の実態を立証するためにも、仮設住宅の図面、写真だけでは不十分であり、音漏れの程度がどの程度か、床の凹凸やカビの程度など、現地で確認するしか方法はありません。

(3) 3つ目が、放射能汚染された地域においてそれまでの生活の変容を余儀なくされている被害の実態です。

原告らのうち、放射能汚染された地域での生活を続けている者は、思いつくり限りの放射線防護対策をとりながらの生活を続けていますが、その生活の変化は、普段の街並みや外見上の生活から確認することは困難です。

ですから、本件事故直後より、園児の生命、健康を守るため、様々な放射線防護のための取り組みを実施し、その取り組みが今なお続けられている保育園を直接見て確認することが必要です。そのことによって、放射能汚染された地域で暮らす各原告ら生活の変化、その原因である放射線被ばくによる現在及び将来の健康不安の深刻さが浮き彫りになると考えます。

また、現在、原告らが居住地域内の土地や自宅敷地内の一角に、除染によっ

で発生した放射能汚染物質の仮置場が設置されています。その存在による被ばくのおそれや健康不安、またそのような汚染物質が山積みされた様子を日々目にすることによる不快感を抱えながら生活せざるを得ないという被害は、現地でその汚染物質の山を見るのでなければ体感できません。

放射能汚染された農地そのものを生業としている農家の被害である、農地の汚染の実態、そこで毎日作業している農家の精神的苦痛についても、現地で検証しなければ立証することは出来ません。

3 検証の実施方法，時期について

原告らは、以上の事実を立証するため、検証予定書記載のとおり、避難区域の現地検証のために2日間、福島市内の検証のために1日間での実施を求めます。

また、この検証は、第9回期日（11月18日）における被害・損害立証の総論としての原告本人尋問について裁判所によりよく理解していただくための前提と位置づけられるものでありますから、同期日に先だって、本年9月期日と11月期日の間において、口頭弁論期日外において実施されることを希望します。

原告らが検証によって立証しようとする事実は、本件原発事故被害の根源であり、また重要かつ典型的な被害です。

具体的な実施方法や準備作業については、原告らとしても、検証の円滑な実施に向けて最大限の努力をする所存ですので、裁判所におかれましては、原告らの多種多様かつ甚大な被害を直視し、原告らの請求の当否について公正に判断いただくため、現地検証の採用を決定されたく、希望します。

以上